

長野県災害医療コーディネーター等設置運営要綱

(目 的)

- 第1 この要綱は、長野県災害医療コーディネーター（以下「県災害医療コーディネーター」という。）及び長野県災害医療コーディネーター補佐員（以下「県災害医療コーディネーター補佐員」という。）の設置運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(県災害医療コーディネーター)

- 第2 県災害医療コーディネーターは、長野県医師会に所属する者、長野県内のDMA T指定病院に勤務する統括DMA T及び知事が必要と認める者のうちから、知事が委嘱する。
- 2 県災害医療コーディネーターは、大規模災害時において、長野県災害医療本部長（以下「医療本部長」という。）の要請により、長野県災害医療本部（以下「県災害医療本部」という。）に出務し、次に掲げる職務を行う。
- (1) 県レベルでの医療機関、医療関係団体及び各種団体との連絡・協力要請
 - (2) 県レベルでの消防・自衛隊等関係機関との連絡調整及び厚生労働省との連絡調整
 - (3) 県内で活動するDMA T及び医療救護班の全体的な指揮、調整並びに活動方針の策定
 - (4) 地域医療搬送における受入病床及び搬送手段の確保の調整
 - (5) 県内の病院・診療所等の被災情報の収集及び医薬品・医療資機材等の配分調整
 - (6) その他、県における災害時の医療体制の構築に必要な事項
- 3 県災害医療コーディネーターは、平時において、次に掲げる職務を行う。
- (1) 県レベルでの関係機関・団体との連携体制づくり
 - (2) 災害の状況に応じた適切な医療体制構築のための関係機関・団体に対する助言
 - (3) 各種訓練・研修の企画・助言・指導
 - (4) その他、災害時の医療体制の構築に必要な事項
- 4 県災害医療コーディネーターの任期は2年とする。ただし、知事が必要と認める場合は、再度委嘱することができる。

(県災害医療コーディネーター補佐員)

- 第3 県災害医療コーディネーター補佐員は、県災害医療本部に出務する県災害医療コーディネーターの指名する者のうちから、知事が委嘱する。
- 2 県災害医療コーディネーター補佐員は、医療本部長の要請により、県災害医療本部に出務し、県災害医療コーディネーターの職務を補佐する。
- 3 県災害医療コーディネーター補佐員の任期は別に定める。

(出務要請の解除)

- 第4 医療本部長は、災害医療活動が安定した場合は、県災害医療コーディネーター及び県災害医療コーディネーター補佐員に対する出務の要請を解除するものとする。
- 2 県災害医療コーディネーターは、前項による出務要請の解除により職務を終了するに当たっては、長野県健康福祉部医療推進課長に対して所要の事項を引き継ぐものとする。

(守秘義務)

第5 県災害医療コーディネーター及び県災害医療コーディネーター補佐員は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(実費弁償等)

第6 県災害医療コーディネーター及び県災害医療コーディネーター補佐員の実費弁償は、次に掲げるとおりとする。

(1) 医療本部長の要請により県災害医療本部に出務した1日につき、災害救助法施行細則（昭和34年長野県規則第3号）別表第2に定める額の例により県が支給する。

(2) 県の要請により災害時の医療体制の構築に必要な業務（前号に定める業務を除く。）に従事した1日につき、予算の範囲内において県が定める額を支給する。

2 県災害医療コーディネーター及び県災害医療コーディネーター補佐員が、県災害医療本部において、その職務に関連して負傷し、疾病にかかり、又は、死亡した場合は、災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関する条例（昭和38年長野県条例第9号）の例により県が補償する。

(協力体制)

第7 県災害医療本部への出務要請を受けた県災害医療コーディネーター及び県災害医療コーディネーター補佐員の所属する機関・団体は、その出務要請に対し、できる限り協力するものとする。

(事務)

第8 県災害医療コーディネーター及び県災害医療コーディネーター補佐員に関する事務は、長野県健康福祉部医療推進課において処理する。

(協議組織)

第9 知事は、県災害医療コーディネーターの活動状況の把握に努めるとともに、その活動等について協議するための会議を開催する。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、県災害医療コーディネーター及び県災害医療コーディネーター補佐員に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。